緑が丘地区
市政懇談会資料
(意見交換)

日時：令和８年１１月２３日
午後３時００分～
場所：緑が丘町公民館

市政懇談会出席者一覧

役　　職	氏　　名
市　　長	仲田一彦（なかた かずひこ）
副　市　長	石田寛（いしだ ひろし）
副　市　長	合田仁（ごうだ ひとし）
教　育　長	大北由美（おおきた ゆみ）
総合政策部長	赤松宏朗（あかまつ ひろあき）
総務部長	藤原健二（ふじわら けんじ）
市民生活部長	降松俊基（くだまつ としき）
健康福祉部長	山城千明（やましろ ちあき）
産業振興部長	荒池洋至（あらいけ ようじ）
都市整備部長	小紫一磨（こむらさき かずま）
上下水道部長	砂川耕一郎（すながわ こういちろう）
議会事務局長	公森伸明（こうもり のぶあき）
消　防　長	大東成吉（だいとう しげよし）
教育総務部長	森田眞規（もりた まき）
教育振興部長	山口正明（やまぐち まさあき）

地区からの意見・提言（意見交換）

緑が丘地区

	意見・提言の内容	回答者
1	高齢者名簿の提供について	健康福祉部長
2	住所表示板の更新について	総務部長
3	各丁目掲示板へのポスター掲示の現状について	市民生活部長
4	精霊流しについて	市民生活部長
5	HITOTOKIMIKI(三木市多世代交流施設)の有効活用と10年経過後の在り方について	総合政策部長
6	昨年の「市政に自治会は必要」の具体策について	市民生活部長 総合政策部長
7	防犯灯の更新に行政の負担を	市民生活部長

市政懇談会　回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	1	高齢者名簿の提供について（まちづくり協議会）

（内容）
敬老事業補助金の交付申請において、「参加予定高齢者名簿」を提出する必要があります。この名簿の維持管理に多大の労力を要しています。これに関して以下の点についてお尋ねします。
①名簿の提出ができない法的根拠について
②名簿の提出について解決策は全くないのか
③市からの提供がない場合は往々にして不正確な情報になりますが、名簿の正確性についてどのようにお考えですか

回　答	（担当課）健康福祉部　高齢福祉課

「敬老事業補助金」は、敬老会の開催その他高齢者の長寿を祝うための事業を実施する自治会等に対し、市が交付しています。

令和４年度に、「敬老会の開催が自治会の負担になっている」や「対象者への記念品配布のみで本来の敬老の趣旨が薄れている」などの声が多くあったことから、事業の廃止を区長協議会連合会へ提案しました。これを受けて区長協議会連合会が各地区に意見を聴取されたところ、「事業の継続を求める意見や記念品配布も友愛訪問として高齢者の様子を知ることのできる貴重な機会である」といった意見があったことから、補助金存続を区長協議会連合会として要望されました。

この要望を受けて、改めて市において見直しを行い、希望される自治会には引き続き補助金が受け取れるように自治会の地域交流を主目的とした補助事業として継続することとしました。あわせて、自治会への補助事業であるにもかかわらず、本人の同意なく市が名簿を作成し、自治会に提示することは、個人情報の保護に関する法律第６９条に抵触するため、市からは名簿の提供はせず、各自治会において参加者を把握していただくことを区長協議会連合会へ報告しました。

このように、敬老事業の実施については、あくまでも各自治会が主体的に取り組まれる事業として、実施される自治会に対して、市

はその費用の一部を助成するもので、市が各自治会に敬老会の開催を委託しているものではありません。

補助金の対象となる７５歳以上の方の把握方法については、例えば、敬老事業の実施案内を全戸回覧や各戸配布するなどで周知いただき参加者を募ることなどで、対象者を把握いただければと思います。また、敬老会の実施にあたり、自治会で年齢確認をされているとは思いますが、自治会事業でありますので、補助金の申請において、参加者の身分証明書などの確認や提出まで求めるものではありません。

市政懇談会　回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	2	住所表示板の更新について（まちづくり協議会）
（内容） 緑が丘町ができ 50 年以上が経過しています。各丁目ごとに電柱やブロック塀などに設置されている表示板が半世紀を経過し経年劣化により見えにくくなっていますし、設置されていない地区もあります。今回町内一斉に新調していただけないでしょうか。		
回　答	（担当課）総務部　財政課	
住所表示板については、設置された当時と比べ、現在ではスマートフォンの普及等で住所や場所を簡単に確認できるようになるなど、住所を確認する方法も多様化しています。 このような状況を踏まえ、住所表示板の新たな設置や更新は予定しておりませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。		

市政懇談会　回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	3	各丁目掲示板へのポスター掲示の現状について（まちづくり協議会）

（内容）

７月の定例会で３種類のポスターの掲示依頼がありました。

この３枚を張るスペースが足らなくなり、また年間を通じて掲示を考えるとスペースが不足してしまいます。掲示はそれぞれ時期的なものがありますが、年間掲示予定をずらしていただけないでしょうか。物理的に掲示板を改造する訳にはいかず掲示時期で調整して頂きたい。

事務局も庁内で掲示板スペースを設置し、掲示状態を把握すべきではないでしょうか。

回　答	（担当課）市民生活部　市民協働課

日頃より市政に関する情報について、掲示板を通して地域住民へ周知いただきお礼申し上げます。

ポスターによる各種事業やイベント等の周知は、それぞれの実施時期や申込期限などがあり、市から掲示依頼について、その時期を変更することが難しい場合があります。

市としては、毎年４月に年間計画書として、回覧物やポスター掲示の時期などについて区長様へお知らせしています。また、市が作成するポスターは可能な限り B3 にするなど掲示しやすいよう各課へ依頼しています。

また、掲示板での周知には、例えば A4 チラシでの周知も可能と考えます。目を引き、分かりやすい A4 チラシでの周知について、市内部や区長協議会定例理事会の場などにおいて検討してまいります。

その上で、掲示板の限られたスペースにつきましては、各自治会において、掲示期間、掲示物の優先順位を調整いただくなど、地域の実情を踏まえた対応をお願いいたします。

なお、庁内においては、３階プロムナードの掲示板などにおいて、ポスターを掲示していますので、掲示スペースの設置はできませんが、今後、掲示状態の把握とともに、ポスター掲示依頼についても検討してまいります。

今後も自治会の皆さまの協力をいただきながら、地域へ必要な情報が届くよう努めてまいります。

市政懇談会　回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	4	精霊流しについて（まちづくり協議会）

（内容）
毎年 8 月に市内の各所において「精霊流し」が保健衛生協議会の主催で実施されます。この行事には公費から 5 万円を支払っており、塔婆を準備や、僧侶の読経など明らかに宗教的行事ではないかと思われます。市民の中には多様な宗教をお持ちの方が存在し、憲法上も問題あるのではないかと思われますが、市の見解はいかかでしょうか。
　以下に「信仰の自由」の憲法を列記します
　憲法第 20 条
1.信仰の自由は何人に対してこれを保障する。いかなる宗教団体も国からの特権を受け、または政治上の特権を行使してはならない。
2.何人も宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されない
3.匡及び機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない。

回　答	（担当課）市民生活部　環境政策課

　三木市において、確認できる限りでは、遅くとも昭和の時代には、各地で精霊流しが行われていることから、宗教的行事ではなく、地区の伝統行事として行われているものと認識しています。
　三木市保健衛生推進協議会及び各地区の保健衛生推進協議会が地域の行事として行っており、精霊流しの経費は、地区の各家庭から集めた分担金によってまかなわれています。
　また、保健衛生推進協議会の関わりとしては、地域行事により多量に排出されるごみを、衛生の観点から集めることとしています。
　なお、回向や塔婆など宗教的な側面があるものに対して、公費は使っておりません。
　僧侶の読経については、特定の宗派を援助するものではなく、各地域が、一般的な慣習に従い行っているものであると考えています。

市政懇談会　回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	5	HITOTOKIMIKI(三木市多世代交流施設)の有効活用と10年経過後の在り方について（まちづくり協議会）

（内容）
令和7年2月のアンケートにおいて「期待している」「やや期待している」が8割を占めていました。その背景には独り住まい、夫婦二人住まいが約7割を占め、今後の生活における買い物、通院、地域コミュニティなどに不安を感じていることがあると思われます。
これらの課題に対して今年5月にオープンした「 HITOTOKIMIKI」の役割が大きいと思います。せっかく巨額を投資した施設ですから、官民連携に努め、コンセプトである「共におぎなう・つなぐ・はぐくむ」を具現化していく必要があります。
　今後10年間の維持管理はダイワハウスが担っていくとのことですが、このコンセプトをいかに具現化していくのかについて具体策をお聞きします。

回　答	（担当課）総合政策部　縁結び課

　三木市が進める団地再生の核となるHITOTOKIMIKIが、5月1日にオープンしました。建物を整備することがゴールではなく、ここからがスタートだと考えております。この施設のコンセプトである、「共におぎなう・つなぐ・はぐくむ」の具体化は、事業提案者である大和ハウス工業が主体となり、仕組みづくりから取り組みを始めています。例えば、これまでの郊外型戸建て住宅団地には設置されていなかったコワーキングスペースでは、毎月約900人の方々にご利用いただいています。また、新たなチャレンジができるチャレンジショップでも9月末までに69組の方にご利用いただいております。
　今後は、市が、地方創生に係る連携協定を締結している民間事業者との協働による金融、健康セミナーや子育てイベントの開催、新たな学びの機会の創出、移動手段に係る実証など、様々な企画を検討しています。
　引き続き、団地再生という全国的な課題解決に向けた取り組み

は、民間事業者に任せきるのではなく、民間ノウハウの最大限の活用に加え、市が持つ連携する多くの企業や新たな技術の活用を組み合わせる官民連携により、少しずつになるかもしれませんが、市民の皆様に実感いただける取り組みを考え、実施していくことで、団地再生が進んでいく未来を創っていきたいと考えております。

市政懇談会　回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	6	昨年の「市政に自治会は必要」の具体策について（まちづくり協議会）

（内容）

昨年の市政懇談会において、「自治会はまちづくりをはじめ市政の運営においても、欠かせない存在である」とのことでしたが、その後三木市が自治会に対して運用等改善や状況を好転させるために行った政策（特に担い手不足について）についてお聞きします。

また、神戸市や横浜市が導入している自治会運営のためのアプリの導入について、市としての考え方をお聞きします。

回　答	（担当課）市民生活部　市民協働課 企画政策部　デジタル推進課

日頃より地域の自治会活動にご尽力いただき、お礼申し上げます。

自治会は、安全・安心に暮らせる住みよいまちづくりのため、ごみステーションの管理をはじめ防犯灯・防犯カメラの設置や管理あるいは災害時に備える自主防災活動など、重要な活動を担っていただいています。

１点目について、自治会の担い手不足の背景には、ライフスタイルの変化や価値観の多様化など社会環境の変化に加え、定年延長、仕事や子育てによる時間的制約などが考えられます。

また、自治会においては、自治会活動や役員の負担が大きいことが自治会の担い手不足の一因となっているとお聞きします。行事の見直しや会議の簡素化など、それぞれの自治会に見合った運営を自治会の皆さまで考えていただくことも重要と考えます。

役員の負担軽減などについては、回覧の電子化など、デジタル化を進めることも一案と考えます。

市では、市ホームページ上に自治会関連情報として、全戸回覧をお願いしています配布物を PDF にして掲載しています。二次元バーコードを読み取るとそのページへ繋がる仕組みを作成しています。自治会の負担軽減の観点から、是非、一度お試しいただきたいと考えます。

ご要望があれば、この二次元コードの利用法など含め、他市や他

地区の事例の紹介などの勉強会を行いますので、市民協働課までお問い合せください。

なお、自治会とのデジタル化などの勉強会を、令和７年度は３回、今年度は１回実施しています。

また、昨年の市政懇談会の場で意見いただいた、みらまち緑が丘・青山推進機構と自治会との連携については、緑が丘中３丁目自治会において、機構の方とともに役員の負担軽減に向けて、役員数の見直しや事務負担軽減に向けた事務作業の簡素化、事務作業で貢献できる会員区分の新設、新たな会員区分創設に伴う会費の見直しなどの検討を会則変更も視野に入れて進めていると伺っています。

２点目について、自治会運営におけるアプリの導入は、情報伝達の効率化や役員の負担軽減、若い世代を含めた住民の自治会への参加促進につながる可能性があるものと認識しています。

ご指摘の神戸市などの先進的な取組については、本市としても参考にしていきたいと考えます。

なお、現在、市では、LINE を利用し多くの機能を集約したアプリの導入を検討しています。これは、市への申請、施設予約などの手続きの情報集約や、行政の情報発信、アンケート実施など双方向コミュニケーション機能を強化し、市民サービスの向上を図るものです。

先進自治体の利用例では、必要な情報だけ市民が受信設定できる機能や、自治会が LINE を通じて住民へ簡単にメッセージを配信でき、住民は自治会からの連絡を LINE で手軽に確認できる仕組みも活用されています。

アプリ導入に当たっては、自治会でも活用できるように取り組んでまいります。

市政懇談会　回答

地区名	緑が丘地区	
意見・提言等	7	防犯灯の更新に行政の負担を （まちづくり協議会）

（内容）

現在緑が丘町内にまちづくり協議会が設置管理している防犯灯が673基あります。2011年から2016年にかけてLED化が終了したため、寿命の10年を迎えている状況です。

したがって、今後交換等を行ってこととなり、その経費は年間100万円が10年間必要になってきます。（673基×14000円≒950万円）この莫大な地元負担の軽減のため、市の負担額の増額をお願いします。

回　答	（担当課）市民生活部　生活安全課

市では、夜間における防犯対策として、防犯灯設置及び維持管理要綱に基づき、市と自治会とでの役割分担の下で防犯灯の設置に要する費用は自治会に一部負担をしていただき、また、防犯灯の電気代は市が全額負担をしながら、安全・安心なまちづくりを進めているところです。

このことから、既設の防犯灯の更新時において、令和８年度はＬＥＤ防犯灯からＬＥＤ防犯灯に更新する場合に要する費用（１９，０００円）の４分の３に相当する額（１４，０００円）を地元負担金として納付いただいております。

また、市では、毎年見積合わせを行い設置単価等及び地元負担金を決定していますが、今般の材料費や人件費の高騰等により、設置単価等も年々上昇しつつあり、それに伴い地元負担金も上昇していることは承知しております。

市としましては、これに加えて過去に設置したＬＥＤ防犯灯が今後寿命となり更新灯数が増加していくことを鑑み、限られた財源の中で、ＬＥＤ防犯灯の更新時における費用の地元負担割合の軽減等を、今後検討してまいります。

＜メ　モ＞